

9月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和8年9月11日（金）13時30分 ～ 14時50分

会議の開催場所 彦根市役所 5-1、5-2 会議室

会議の内容

議第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議第33号 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)

出席した農業委員および役員は下記のとおり

- | | |
|--------------|---------------------|
| 1 大野 勝美 | 11 辻 毅 |
| 2 月田 晴男 | 12 澤田 明子 |
| 3 古川 利博 | 13 北村 正敏 |
| 4 田中 重和 | 14 奥居 善則 |
| 5 田中 金二(会長) | 15 辻野 久和(Aブロック長) |
| 6 松宮 秀治 | 16 疋田 菜穂子 |
| 7 中村 義浩 | 17 中村 章範 |
| 8 田附 隆司 | 18 松林 孫三 |
| 9 吉岡 巳津夫 | 19 澤田 勘一(副会長) |
| 10 伴 孝子(副会長) | 小林 爲夫(Bブロック長) |
| | 高田 克己(Cブロック長) |

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

- | | | | |
|----------|---------|---------|----------|
| 3 吉田 隆 | 4 高仁 利之 | 6 田中 亮一 | 12 西澤 育男 |
| 21 百々 明雄 | | | |

会議に欠席した農業委員

- 13 北村 正敏

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局長 橋本 邦彦 副主幹兼農地係長 安賀 喜博 副主査 八木 貴大

当日の記録係

副主幹兼農地係長 安賀 喜博

○ 議長（田中 金二）

定刻となりましたので、ただいまから9月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

（ 会長挨拶 ）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

1 3 北村 正敏 委員

から欠席の報告がされております。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

3 吉田 隆 委員 4 高仁 利之 委員 6 田中 亮一 委員

1 2 西澤 育男 委員 2 1 百々 明雄 委員

に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。6番 松宮 秀治 委員、7番 中村 義浩 委員をお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

（ 会長経過報告 ）

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を9月4日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 月田 晴男 委員

（ 現地調査立会報告 ）

○ 議長（田中 金二）

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

議第 3 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請

議第 3 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請

議第 3 3 号 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)

でございます。

○ 議長（田中 金二）

【3条申請審議】

それでは、議第 3 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

3 条 1 番案件

1 番案件の申請地は、農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる青地となっており、稲里町集落の周辺に位置します。

本件は、親から子への生前贈与であり、譲渡人と同居し、農地を相続する意向を示されていた長男が逝去されたことを受け、家族内で今後の農地の適正管理について協議された結果、譲渡人の息子である譲受人に生前贈与する話がまとまったものです。

譲受人は、これまで農業に従事してこられませんでした。が、親族であり、これまで申請地を耕作されてきた地元の認定農業者である●●から農業用機械を借り受け、指導を仰ぎつつ、当該地を管理していく計画とされており、常時従事要件に抵触する恐れはございません。

また、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題はございません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 西澤 育男 推進委員、奥居 善則 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 西澤 育男 推進委員

特に問題ありません。

○ 奥居 善則 委員

申請書類上は自作とされていますが、本当に自作されるのか疑義があり、現在の耕作者が地域の認定農業者であることから、引き続き耕作されるのではないかと考え

ます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

○ 月田 晴男 委員

今回の申請内容は、譲受人が●●から機械を借用し、耕作するというものではないのですか。

○ 奥居 善則 委員

申請書類上は自作としないと所有権移転ができないため、このような申請をされているのではないかと考えるものです。

○ 事務局（安賀 副主幹）

委員ご指摘のとおり、基本的には譲受人が自作されることが前提であり、今回、先程ご説明した内容で申請がありましたことから、その適否をお諮りしているものです。

なお、親から子への相続であれば許可不要であるところ、今回は生前贈与であるため許可申請を行われているものです。

○ 奥居 善則 委員

仮に許可された場合、令和9年度の作付けにあたり、申請地への利用権設定は制限されるのですか。

○ 事務局（安賀 副主幹）

以前は滋賀県からの通知を受け、県下の農業委員会では申請人による3年3作を義務付けるという運用を行ってまいりました。しかしながら、国からこういった運用が不適切である旨の指導を受け、滋賀県が根拠となる通知を廃止されましたことから、現在はそういった運用を行っておりません。

このため、自作するとして3条許可により取得した農地に対し、利用権を設定することについて、制限はございません。

○ 月田 晴男 委員

現在の耕作者による管理不全が、稲枝地域でも問題になっており、適切に管理される確約があるのであればよいが、このままでは賛成できかねます。現在の耕作者は認定農業者ですが、認定農業者の資格がないと考えています。

○ 事務局（安賀 副主幹）

先日開催された、稲枝地域の受託者組合による会合に出席させていただいた際、適切に耕作されていない認定農業者に対する厳しいお声があり、受託者組合の会長からも厳しく指導していく旨の回答をされていたことから、状況は承知しています。

農用地利用集積等促進計画による利用権設定は、認定農業者は適切に耕作することができるということを前提に運用されており、両制度を所管する農林水産課において、適切に対応されるものと考えております。

○ 月田 晴男 委員

農業委員会としても、認定農業者による耕作が行き届いていない件については、意見を言っていく必要があると考えます。

○ 議長（田中 金二）

周辺農地に迷惑をかけないように、適切に耕作するよう指摘することはできますが、所定の手順を踏んでいる耕作権について、制限することは困難であると考えます。

○ 澤田 勘一 委員

彦根市による農業経営改善計画の認定を、取り消すことはできないのですか。または、不認定とすることはできないのですか。行政からの指導が必要と考えます。

○ 事務局（安賀 副主幹）

農業委員会の所管外となるため、本議案のご審議を通じて委員各位から示された懸念や意見については、認定農業者制度を所管する農林水産課に情報共有します。

また、会長からもご発言があったとおり、中間管理機構が規定に抵触していると判断されない限り、すでに設定された利用権は有効であることをご理解願います。

○ 議長（田中 金二）

様々なご指摘をいただき、我々としても歯がゆい思いはあるものの、農地法に基づく審議としては、許可相当とすることでやむを得ないと考えます。

今後、農林水産課でも注意してもらいつつ、農業委員や推進委員においても、現地の耕作状況の見守りや指導をお願いしたいと思います。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

3条 2番案件

続きまして2番案件です。申請地は農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる青地となっており、南中学校の南に位置します。

譲渡人は、今後の農地の適正管理が困難であると考えておられたところ、近隣の農地を耕作されている譲受人との間で売買する話がまとまったものです。

譲受人は、経営面積が2ヘクタールを超える認定農業者であり、常時従事要件に抵触する恐れはございません。

また、地域計画についても、譲受人が将来の耕作者となるよう変更予定であり、地域計画の達成に支障が生ずることはないものと思われます。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいております、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 吉田 隆 推進委員、大野 勝美 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 吉田 隆 推進委員

特に問題ありません。

○ 大野 勝美 委員

譲受人はしっかりと農業されており、特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

3条 3番案件

続きまして3番案件です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外、いわゆる白地となっており、城陽幼稚園の東に位置します。

譲渡人は、高齢となり今後の農地の適正管理が難しく手放したいと思っておられたところ、自身が役員を務める法人の所有地が隣接地にある譲受人との間で売買する話がまとまったものです。

譲受人は、甲田町で行っているアロエ栽培の規模を拡大する計画とされており、常時従事要件に抵触する恐れはございません。

また、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題はございません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 高仁 利之 推進委員、古川 利博 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 高仁 利之 推進委員

特に問題ありません。

○ 古川 利博 委員

隣接地を保有されており、何らかの形で農業をされるものと考えております。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

○ 澤田 勘一 委員

申請地への進入路は、どのように確保されているのですか。また、当該地は、いわゆる白地ですか。

○ 事務局（安賀 副主幹）

事務局で現地確認を行いましたところ、申請人が役員を務める法人で所有する土地が隣接しており、そちらから進入可能であると考えております。また、申請地北側には、農道がありますことから、こちらからも進入可能となっております。

なお、当該地は、いわゆる白地となっております。

○ 議長（田中 金二）

3 条許可による農地取得後、他の目的に転用されることへの懸念はありつつも、現在の運用ではそれを制限することはできないため、難しい問題であると考えています。

農地法上の要件が満たされているのであれば許可せざるを得ないため、許可後の農業委員や推進委員による見守りが重要であると考えますので、みなさんのご協力をお願いします。

○ 疋田 菜穂子 委員

申請地の隣接地所有者から、U 字溝の設置を求める声がありましたが、許可審査の中で加味されますか。

○ 事務局（安賀 副主幹）

許可審査を行う基準が、3 条許可と 5 条許可で異なっており、5 条許可であれば周辺農地への被害防除措置として、審査していくことになります。

一方、3 条許可の場合は、申請地を農地として利用する前提での申請となるため、許可基準の中にそのような規定はございませんので、あくまでも民民でのやり取りで行われる話となります。

○ 議長（田中 金二）

本件について、許可することで差し支えございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

3 条 4 番案件

続きまして 4 番案件です。申請地は農業振興地域内の農用地区域外、いわゆる白地となっており、田附町集落内に位置します。

譲渡人は、高齢となり住宅を売却するのにあわせて、集落内に所有する申請地を売却したいと考えておられたところ、住宅を購入して移住しようとしている譲受人との間で売買の話がまとまったものです。

譲受人は、申請地に隣接する住宅に移住された後、申請地で家庭菜園をされる予定となっており、常時従事要件に抵触する恐れはございません。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいております、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 田附 隆司 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 田附 隆司 委員

先月の総会でもご説明したとおりであり、田附町内では屋敷裏に畑を所有し、自家消費野菜を作っていることから、問題ないものと考えております。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

3条 5番案件

続きまして5番案件です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外、いわゆる白地となっており、日夏町の集落内に位置します。

譲渡人は、相続した農地の適正管理が難しく、順次処分を進めておられたところ、隣接地に居住する譲受人との間で売買する話がまとまったものです。

譲受人は、隣接地に居住する地元農業者であり、常時従事要件に抵触する恐れはございません。

また、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題はございません。

なお、当該地は湿田であり、田としての管理は困難であることから、畑として管理していく計画とされているため、田から畑への使用変更届出を譲受人から提出されております。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 高仁 利之 推進委員、古川 利博 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 高仁 利之 推進委員

特に問題ありません。

○ 古川 利博 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【5条申請審議】

続きまして、

議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

5条 1番案件

1番案件です。本件は顛末案件です。転用目的は資材置場で、所有権の移転を伴います。

譲受人は土木関係の仕事を自営されています。トラックやコンテナを置いていた借地を返却する必要が出てきたため、代替地を探していたところ、地元を離れ管理ができず困っていた譲渡人との間で売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

申請地は、堀町集落の南側、荒神山通りから堀の集落に入ってすぐの道沿いにある市街化調整区域内、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地農地にあたります。まず立地基準につきまして、申請地は道路や草の根広場、住宅に囲まれており、住宅が連たんする区域内にありますので、第3種農地に分類されます。第3種農地は原則転用が可能となります。

現地写真です。冒頭お伝えしたとおり顛末案件で、すでに埋め立てられています。大通り沿いということだったのか不法投棄がひどく、20年程度前に譲渡人が埋めてしまったとのことでした。

一般基準について、利用計画としましては、土地全体をそのまま利用し、譲受人の

所有するトラックや、資材の入ったコンテナを設置されます。周辺農地への被害防除措置等について、隣接農地はありませんので、特に問題ありません。河瀬土地改良区の意見書の添付があるほか、各種必要な書類の添付もいただいております。また、譲渡人の顛末書の添付されており、今後農地法を遵守する旨お約束をいただいております。これらのことから、一般基準についても問題無いものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 小林 爲夫 推進委員、澤田 勘一 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 小林 爲夫 推進委員

特に問題ありません。

○ 澤田 勘一 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。続いて案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

5条 2番案件

2番案件です。本件は開発案件です。転用目的は自己用住宅、土地の使用貸借権の設定となります。借人は甲崎町内の実家で同居していますが、家族が増えて実家が手狭となってきたため、近隣にある父親の土地に自宅を建設したいとして申請されたものです。

申請地は甲崎町集落の南寄り、集落の中心を通っている市道薩摩彦富線沿いにある、市街化調整区域、農業振興地域内、いわゆる白地農地となっています。まず、立地基準についてですが、住宅が連たんしている集落内に位置していますので、第3種農地に分類されます。第3種農地は原則転用が可能です。

次に現場写真です。両サイドが住宅。裏は農地に見えますが、間に水路が通ってい

ます。

一般基準です。利用計画としましては、土地全体を造成し、自己用住宅用の敷地とされます。周辺農地への被害防除措置等について、道路、住宅、水路に囲まれており、隣接農地はないため、特に問題はありません。計画実現の確実性について、工事一式の見積書と銀行の仮審査書の添付がありますので、金銭面で特に問題はありません。他法令関係については、開発許可の本申請がされているほか、関係法令の調整も済んでいることを確認しています。愛西土地改良区の受益地外であることを確認しておりますほか、その他、各種必要な書類の添付もいただいております。これらのことから、一般基準についても問題無いものと思われまます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 百々 明雄 推進委員、月田 晴男 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 百々 明雄 推進委員

特に問題ありません。

○ 月田 晴男 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。続いて案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

5条 3番案件

3番案件です。転用目的は駐車場で、所有権の移転を伴います。昨年、子供世帯が自宅の一部に新たな住宅を建築したこと、加えて急遽新たに自動車を購入しないといけない事情が出てきたため、駐車スペースが無く困っていたところ、自宅隣地の所有者との間で売買の話がまとまったため、申請に至ったとのこと。

申請地は、県道の神郷彦根線の堀町信号から、南に50mほどのところにある市街化

調整区域内、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地農地にあたります。まず立地基準につきまして、申請地は住宅等が連たんする集落にありますので、第3種農地に分類されます。第3種農地は原則転用が可能となります。

現地写真です。

お気づきのとおり、手前部分が先に埋まっているので顛末案件ではというお話なのですが、これについても事情の聞き取りをさせてもらいました。航空写真に戻るのですが、住宅を建設した昨年以前から土地を分けて貰う話はあったそうです。ただ、隣地、今は売買されて見違えるようになっていますが、長年この土地は竹が繁茂していました。かなり以前に転用許可だけはされていましたが、その後荒れ放題、相続未登記で所有者と連絡がつかないため、分筆登記ができなかったため、やむを得ず必要な部分だけを転用したということです。現在隣地は整理され、新たな所有者が住宅を建てており、今回の分筆も、そのために進めることができたそうです。

一般基準について、利用計画としましては、最終的には土地全体を砂利敷きとして、自家用の駐車場として使用されます。周辺農地への被害防除措置等について、西側は譲渡人の畑となって隣接をしていますが、境界ブロックをいれて、影響が出ないようにされるということです。転用計画実現の確実性のうち、金銭面については後日自身で碎石を購入し徐々に広げていくとのことで、特に問題は問題ありません。他法令関係についても、特に手続きはありません。河瀬土地改良区の受益地外であることを確認しておりますほか、その他、各種必要な書類の添付もいただいております。また、先ほど説明いたしました経緯を含めた顛末書の添付もいただいております。今後農地法を遵守する旨お約束をいただいております。これらのことから、一般基準についても問題無いものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 小林 爲夫 推進委員、疋田 菜穂子 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 小林 爲夫 推進委員

駐車場の必要面積も妥当であり、特に問題ありません。

○ 疋田 菜穂子 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

○ 伴 孝子 委員

農地を分筆して許可申請されていますが、残る農地の耕作に影響はありませんか。進入路はどのように確保されていますか。

○ 小林 爲夫 推進委員

里道等はないものの、地域の農業慣行を見ても通行に支障はありません。

○ 議長（田中 金二）

他にご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。続いて案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

5条 4番案件

4番案件です。本件は開発案件です。転用目的は一戸建て住宅で、土地の使用貸借権の設定となります。借人は現在山之脇町のアパートで夫婦とそのお子さんの世帯で住まれており、住宅の建設を検討されていたところですが、実家敷地では建築するスペースが不十分のため、向かい側にある父親の土地に建設したいとして申請されたものです。

申請地は太堂町集落の西寄り、集落の中で幅員の大きい市道賀田山安食中線沿いにある、市街化調整区域、農業振興地域内、いわゆる白地農地となっています。まず、立地基準についてですが、集落内ではありますが、後背地が10ha以上の農地となっていますので、第1種農地に分類されます。通常であれば転用は許可できませんで、転用目的が住宅の場合は例外規定が適用できます。周辺は青地と第1種農地ばかりですし、実家向かい側の一体的な耕作が困難な土地となりますので、代替性も問題無く、許可が可能となります。

次に現場写真です。元々大きな筆でしたが、必要な面積をあらかじめ分筆して許可申請されています。

一般基準です。利用計画としましては、申請地全体を造成し一戸建て住宅用の敷地とされます。周辺農地への被害防除措置等について、西側が農地となりますが、こちら側にはL型擁壁を設置されるほか、雨水排水については東側の敷地内水路から道路沿いの水路への放流となります。計画実現の確実性について、工事一式の見積書と銀

行の仮審査書および通帳写しの添付がありますので、金銭面で特に問題はありません。他法令関係については、開発許可の本申請がされているほか、関係法令の調整も済んでいることを確認しています。南部土地改良区の意見書の添付があるほか、その他、各種必要な書類の添付もいただいております。これらのことから、一般基準についても問題無いものと思われまます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 田中 亮一 推進委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 亮一 推進委員

現地確認でも指摘しましたとおり、排水路の排水能力を心配しますが、それ以外は特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

エリア担当として本件について、一言申し上げます。私も現地確認において、排水路の件を心配しましたが、開発担当部局において審査されておりますことから、問題ないと考えております。

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

○ 澤田 勘一 委員

排水計画を開発部局が認めたということですか。敷地面積や道路排水を考慮すると、排水能力が不足すると考えるのですが。

○ 事務局（八木 副主査）

開発部局において流量計算もされたうえで問題ないと判断されますが、農業委員会に提出される書類は、あくまでも農地法上必要なものに限定されているため、流量計算書等は添付されておられません。

しかしながら、農地法上の許可と開発許可は同時許可とされているため、本日の総会で許可相当との議決をいただいた場合であっても、開発側での許可がでないと農業委員会の許可も行わないこととなるため、ご心配の点は開発許可において担保されるものと考えております。

○ 議長（田中 金二）

他にご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

推進委員も含めた審議案件は以上となります。推進委員の皆さんは、ご退席いただいても構いませんし、またご都合が許す方については引き続き定期総会にご参加いただいても構いません。

－ 推進委員退室 －

－ 農林水産課職員入室 －

【農用地利用集積等促進計画】

続きまして、議第３３号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課から説明をお願いします。

○ 農林水産課

（ 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を読み上げ ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

ただいまの彦根市農用地利用集積等促進計画（案）は、原案のとおり市長に報告いたしますので、ご了承願います。

農林水産課の職員さんは退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

－ 農林水産課職員退室 －

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

―― 事務局から報告――

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

——— 事務局から報告———

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問がなければ、続きまして、前回質問のあった新海町の案件について、全体の事業計画や現在の進捗状況を事務局から報告願います。

○ 事務局（八木 副主査）

——— 事務局から報告———

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問がなければ、他に何か議論はありますでしょうか。

特によろしければ、これをもちまして、9月定期総会を閉会させていただきます。
本日はご苦勞様でした。